

平成29年度第3回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 平成30年11月29日（月）14時00分から16時30分

2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

【委員】大森委員、小田切委員、片岡委員、清岡委員、黒田委員、鈴木委員、竹島(和)委員、田村(滋)委員、田村(輝)委員、津野委員、寺岡委員、中澤(清)委員、西村委員、平野委員、藤原委員、松本委員、元木委員
(20名中17名出席)

【事務局】門田地域福祉部長、井上副部長、梅森障害保健福祉課長、小松企画監他

4 議事内容

- (1) 第5期高知県障害福祉計画・第1期高知県障害児福祉計画の策定について事務局から、第5期の概要及び素案について説明をした後、質疑応答。
- (2) ・障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム開催の紹介
・前回質問のあった障害者の特定健診について説明

【質疑応答要旨】

(1) 第5期高知県障害福祉計画・第1期高知県障害児福祉計画の策定について

(委員)

- ・精神障害者の退院促進については、グループホームなどの整備が進んでいないことなどから、難しい部分がある。

(事務局)

- ・確かに、受入れ体制など、難しい部分があることは承知している。

(会長)

- ・前の国の退院促進の目標も難しかったこともあり、受皿の整備も併せて対応してほしい。

(委員)

- ・用語の定義について、在宅生活にグループホームを含まないというところに至った経緯を教えてください。
- ・協議の場の設置について、既存の協議会を利用するのか、新しく会を作るのか。

(事務局)

- ・在宅生活については、自宅、アパート、グループホームを経て、一人暮らしができるようになることが最終的な在宅であり、グループホームは在宅に含まない。
- ・「在宅生活等」という言葉になると、グループホームを含む。
- ・協議の場については、委員の構成が似ている場合には既存の場を利用することもあるが、委員の構成が違っている場合には新たに設置するものもあると思っている。

(会長)

- ・用語の定義については、計画の中に明記しないと分からないと思うが、載せることになれば色々と議論があると思うので、提示できるのか検討するように。

(委員)

- ・今後、地域生活を支援する新たなサービスの創設で、自立生活援助事業所というのができると聞いている。これはグループホームを地域生活として定義して支援するのではないか。

(事務局)

- ・自立生活援助は、施設入所支援やグループホームを利用していた方を対象に、利用者の居宅へ週1回以上訪問をして、地域生活に向けた支援を行うサービスであり、30年4月に開始するもの。

(委員)

- ・障害児支援の提供体制の整備目標について、新設で児童発達支援センターを8か所、保育所等訪問支援を11か所という目標になっているが、人材育成が難しい。

(事務局)

- ・児童発達支援センターの目標は、日本一の長寿県構想の目標でもある。現在5か所、高知市内に整備中が1か所、来春に1か所整備予定であり、県内で13か所必要であるとの目標を掲げている。
- ・人材育成については、地道ではあるが様々な視点で構築している。

(委員)

- ・協議の場の設置について、県と圏域と市町村の会議の連動が重要である。また、既

存のネットワークの活用も重要であり、単に設置するだけでなく、地域移行や地域包括支援システムを動かすための機能を持たせてほしい。

- ・自立支援協議会については、相談支援の体制づくりで動いているので、協議の場として活用するのであれば、機能そのものの課題を整理しないといけない。

- ・医療との連携も必要であるが、地域の相談支援体制との連携も重要である。

(事務局)

- ・そのように取り組む。

(委員)

- ・地域生活について、障害者本人も家族も高齢化が進んでいる。親亡き後の対策もお願いしたい。

(事務局)

- ・そういった観点も含めて、様々な意見を聞きながら考えていく。

(委員)

- ・同行援護が4月から加算方式になるが、具体的なことが分からず心配している。支援者の人材も足りるのか心配。

(事務局)

- ・盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修・派遣事業については、年間10名から15名の方に参加してもらい登録している。盲ろう者当事者の利用登録は、毎年1名から2名の新規登録があり、派遣事業を行っている。

- ・同行援護の加算方式については、情報を待っているところ。詳しいことはまだ進んでいないが、友の会と連携を取りながらやっていく。

(委員)

- ・高知県災害時要配慮者ガイドラインには避難支援員が位置付けされており、特殊な技能が必要と思われるので、人材育成をお願いしたい。

(事務局)

- ・災害時の要配慮者避難支援対策については、市町村で要配慮者を把握し、同意を取ったうえで、避難支援関係者へ情報を提供し、個別に避難計画を作成している。市町村の情報提供の状況は、県全体でまだ2割ぐらい。海沿いと山間部の市町村で取り組みの差がある。市町村のマンパワーも足りておらず、対応が進んでいない。県では職員を雇う補助金を構えており、市町村が早期に計画を作成できるよう支援している。

(委員)

- ・療育手帳は身分証明にならないか。携帯電話の購入の際に身分証明の提示を求められたが、療育手帳ではダメで支援者と一緒に住民票を取りに行った。

(事務局)

- ・確認して回答する。

(委員)

- ・圏域毎の詳しい計画が書かれていてとても分かりやすい。一方、見込量の説明に「県中央部を中心に」との記述があるが、具体的な圏域名で書けないか。

- ・人材確保が深刻で、B型事業所の職員募集には応募がない。今までもやってくれてはいると思うが、県として福祉従事者の処遇改善を国に求めてほしい。

- ・乳幼児健診等の状況で、支援を必要とする児童の調査結果を見ると、受診者総数に

対する知的・発達障害の割合が、安芸、中央東、中央西は高く、高幡と幡多は低い。
この差は何か。

(事務局)

- ・「県中央部を中心に」との記述は、長寿県構想の冊子のおおりの表現にしている。
- ・報酬改定も含めて少しずつ単価が上昇はしているが、人材育成が必要であることは十分認識をしており、表現方法について検討する。
- ・乳児健診について、見立てにばらつきがあることは課題と思っており、一定の目線で見られるよう、健診従事者のスキルを上げる研修を行っている。

(委員)

- ・障害福祉限らず、社会福祉人材・介護福祉人材の確保は、長期ビジョンで考えると福祉教育しかないだろうと思う。県は既に色々やっている、奨学金の制度、他県に福祉教育を受けに行っている人たちを高知に戻す取り組みなどをしており、打つ手がだいぶ限られてきている。大学で社会福祉の人材を育てても、2割は一般企業、後は公務員、社協などに行くため、福祉施設や事業所を選ぶ層は大変限られている。魅力は伝えているがなかなか難しい。やはり福祉人材研修センター、県の取り組み、福祉介護人材の取り組み、教育機関の取り組みが、連絡・連携を取り合いながらそ野を広げていく地道な活動しかないのかなという印象。

(委員)

- ・地域移行の定着に必要であるピアサポーターの育成について教えてほしい。
- ・ヘルパーについて、障害福祉と介護保険の連携などについて教えてほしい。

(事務局)

- ・市町村独自にピアサポーターを育成し、活躍の場を考えていこうとする動きがある。県としても市町村と情報を共有しながら支援策を検討していきたい。
- ・介護保険との関係は、共生型サービスとして国で議論をしているところ。

(委員)

- ・介護保険のケアマネージャーが支援計画を立てるときに、障害特性を理解できておらず戸惑った場面があった。県としてどのような見解を持っているか。
- ・前回質問していたが、警察における知的障害者の研修実績について教えてほしい。

(事務局)

- ・ケアマネージャーの支援については、国の動きも見ながら、指摘の部分も含めて検討する。

(会長)

- ・障害は自立に向けた支援、介護は生活の支援、違いを理解して対象者に応じた支援ができるように。

(事務局)

- ・警察における研修実績については、地域協議会で回答する予定であったためまだ照会できていない。

(委員)

- ・人材について、施設としては、現在働いている方が怪我をしないように、福祉用具などを使ってノーリフトケアをしたり、とにかく怪我のないように努めている。
- ・事業所の整備やサービスの増加には人材が必要であり、計画を達成するためには解

決策が大事になってくるので、ご教示をいただきながら我々も取り組んでいきたい。
(会長)

- ・ 県社協の退職共済の県単バージョンでは、毎年 500 人ぐらいの退職者がでており、サービスが増えるため 600 から 700 人の新規加入者がいる。事業所はサービス増加に対応して人材の確保をしているが、景気とともに限界が近づいていることが現場の切実な実態だと思う。

(委員)

- ・ 職員募集を 6 か月出しているも見つからないのが現状。

(委員)

- ・ 姪が発達障害があり、特別支援学級に通っている。学校と自宅と、私の家の 3 か所しか行き場がないため、どこか支援できる場所はないか。
- ・ 「特別支援」と「養護学校」の呼び方の違いを教えてください。

(事務局)

- ・ 小学生であれば、放課後等デイサービスという障害福祉サービスがある。
- ・ 学校教育法の改正で「養護学校」から「特別支援学校」に替わった。学校の統合などにより名称変更した学校もあるが、それ以外は養護学校のまま。今後についてはアンケートなども取って検討中。

(委員)

- ・ ピアサポーターは、活躍の場も多様性があるので、県、または県に深く関わりを持つ協議会が全国の情報をキャッチし、市町村とも連携し、情報を共有しつつ市町村に発信していかない限り、ピアサポーター養成は進まない。
- ・ 障害を持つ人たちの大きな課題として一般医療へのアクセスがある。精神障害の方が外科手術を受けても短い時間で帰されることや、高度障害がある方が検査を受けられないといったような状況がある。医療へのアクセスの保障については考え続ける必要がある。市町村で取り組むには無理があるので、施策協かどこかで検討する必要がある。

(事務局)

- ・ ピアサポーターについては、委員の意見のように情報収集を行い、市町村と連携しながら取り組む。
- ・ 一般医療へのアクセスについては、市町村単体では難しいので、県全体として関係する所と共有しながら検討する。

(委員)

- ・ 医療センターの件、精神科の医師を講師に、少人数ではあるが、自閉症協会の冊子を基に勉強会を開いたとの報告があった。現場で接する人のスキルを上げるための勉強会が必要であるが、小さな団体から言ってもなかなか聞いてもらえないので、県からも言ってほしい。

(委員)

- ・ 医療的ケアが必要な子どもが全国的にも注目されてきており、これからいろんな事業が始まると思うので、来年度へ向けて情報があったら次回に教えてください。

(委員)

- ・ 住宅改造補助について、介護保険法と障害者総合支援法との兼ね合いはどうか。併

用はできるのか。

(事務局)

- ・障害の方の補助については、地域生活支援事業の中で、市町村事業になるが手すりとか簡易な住宅改造が20万円まで、自己負担が1割となっている。併せて、障害者手帳1級・2級、または移動障害のある方は、県の方で住宅改造の補助があり、併用できる。高齢者も同じ補助がある。
- ・介護保険制度の対象になる方は介護保険の事業を使っていただくようお願いしているが、非該当である場合などは障害の補助金を使ってもらっている。

(委員)

- ・県の中心部にしか職業訓練の場がないため、各地域で職業訓練できるようにしてほしい。
- ・テレワークの募集の情報などが分かりにくいので教えてほしい。
- ・市町村によって福祉サービスが違っているので、福祉のしおりの中に市町村ごとのサービスの内容を一覧にして載せてほしい。

(事務局)

- ・職業訓練の場は、委員の言われているような現状である。
- ・テレワークの募集はハローワークの求人窓口に1か月以上前から募集を出している。市町村、福祉保健所、相談支援事業所等に情報を流しているため、難病の団体にも事前に流させていただく。
- ・福祉のしおりについては、市町村の事業について網羅的に書くのは難しい。共通のものは掲載をするが、詳細については市町村に問い合わせることになる。工夫はしていく。